

# 豪州の排出権取引制度の現状

## Current status of Australian Emission Trading Scheme

金星姫\*

Seonghee Kim

2009年11月末現在、豪州では温室効果ガス排出権取引制度法案が上院で審議中にある。今回の国会で同法案が成立すると、欧州以外で排出権取引制度を導入する最初の国となる。本稿は、豪州の排出権取引制度について、とりわけ、炭素リーケージ問題に対処するためにとられた産業補助策を中心にその考え方と詳細について概観している。

豪州の排出権取引制度（Carbon Pollution Reduction Scheme、以下 CPRS）は2009年8月13日、上院で一度否決されており、今回が2度目の審議となる。2008年12月、豪州連邦政府は、2011年7月からの導入を目指す CPRS の詳細を示した白書（White Paper）を公表した。しかし、米国のサブプライム・ローン問題を発端とする世界的金融危機、経済不況から制度導入の経済・消費者への影響を懸念する声が高まったことから、導入時期を1年延期し、産業への補助を強化する形で修正を行ったが、保守野党の反対により、上院議事会を通ることができなかった。上下両院のねじれ現象下にある豪州では、同法案が成立するためには野党の支持が不可欠である。

豪州政府は2020年の温室効果ガスの中期目標として2000年比5%～25%削減目標を発表している。ただし、その削減水準は国際交渉の結果により決めるとしている。国家の削減目標が決まっていないので、CPRS のキャップもまだ確定されていない。

CPRS 導入による炭素リーケージの懸念に対し、豪州では多くの議論が行われた。その結果、エネルギー多消費産業で、国際競争上費用の転嫁が困難とされる産業を貿易露出・排出集約産業（Emissions Intensive Trade Exposed industries、以下 EITE）と定義し、これらの産業には60%または90%の無償割当を行うこととなった。表1に補助政策を簡単に整理した。

CPRS で規制対象となるのは直接排出量のみであるが、EITE 補助においては、購入電力、蒸気の利用、そして天然ガスなどの原材料に関してもカバーしている。豪州政府は、購入電力に対する補助程度を算出するため、制度の電力料金へのコスト増加を反映した州別電力割当係数を試算している。その結果、コスト増分が地域によってばらつきがあり、また、電力自由化などの影響により、例えば、石炭火力発電所の比率が高い地域においても直ちにコスト増分にはならないこと、そして、コスト増加の試算には不確実性が高いこ

とを理由に、最終的には1t-CO<sub>2</sub>/MWhと非常に寛大な全国統一の電力割当係数を採用した。

表1 CPRS 産業補助策の概要

|          |  |
|----------|--|
| 補助形態     | 各企業の前年度の生産量基準の無償割当（閉鎖時は無償割当分を放棄）   |
| 補助スコープ   | 直接排出、電気/蒸気利用による費用増加分、天然ガスなど原材料の費用増加分   |
| 適格性評価    | 貿易露出度評価、排出集約度評価<br>評価データ（排出データ：2006/07、2007/08、収入・付加価値：2004/05～2008/09 前半）   |
| 初期補助率    | ・100万ドル収入（付加価値）当たりの排出集約度が2000（6000）t-CO <sub>2</sub> 以上は90%無償割当<br>・100万ドル収入（付加価値）当たりの排出集約度が1000～1999（3000～5999）t-CO <sub>2</sub> 以上は60%無償割当 |
| 炭素生産性貢献  | 初期補助率は年率1.3%で減少する  |
| 割当ベースライン | 生産単位あたり過去の産業全体の平均排出量<br>電気割当係数（1tCO <sub>2</sub> /MWh）<br>州別天然ガス原材料割当係数  |
| 新規参入     | ・旧施設と同様の補助<br>・前例のない活動は国際 Best Practice に基づく<br>・新規設備への割当は旧設備への割当に影響しない  |
| 補助量      | 総割当の25%（初期）、45%（2020年）   |

EITE 産業以外部門への補助としては、石炭火力発電を対象とする電力部門調整スキームが設けられた。豪州政府は、2004年7月～2007年6月までの化石燃料火力発電所の全国排出量平均値の0.86t-CO<sub>2</sub>/MW以上の石炭発電所に対して、5年間名目で39億ドル、または35億ドル（実質2008年ドル）相当の排出権を配分する補助策を打ち出している。なお、石炭産業はEITEの対象から除外しており、費用増加が予想される一部の鉱山に対する配慮として、気候変動行動基金から7.5億ドルを補助する。

現在はこれらの産業への補助拡大をめぐって与野党で議論が行われており、補助拡大を求める保守野党の要求に、政府がどこまで譲歩するかが法案成立の鍵となっている。

\* (財)日本エネルギー経済研究所 研究員  
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ  
e-mail songhee@tky.ieej.or.jp